

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況 (2025 年度) について

2026年 5 月 12 日
電力・ガス取引監視等委員会事務局

(趣旨)

委員会の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を担保するため、委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表することとなっている。

今回で委員会発足後 11 度目となる年次報告（案）（2025 年度）の公表について、ご審議をいただく。

1. 年次報告（案）の構成と概要（詳細は資料 3 - 1 を参照）

序章 電力・ガス取引監視等委員会について

第 1 章 電力の小売・卸取引に関する取組

1. 1. 小売電気事業及び小売供給の登録申請に係る審査

- 小売電気事業及び小売供給の登録について審査した結果、2026 年 3 月末時点での登録件数は小売電気事業 808 件、小売供給 39 件となった。

1. 2. 電力取引報の公表

- 電気事業者等から電気の小売取引の監視に必要な情報を収集し、毎月結果の公表を行った。

1. 3. 各種相談への対応

- 相談窓口（情報提供窓口）を設置し、消費者から小売供給契約を結ぶ際のトラブル等の相談に対するアドバイスや、事業者の法令違反行為に関する情報の受付・事業者に対する指導等を行った。

1. 4. 小売取引の監視等

- 電力の小売営業に関して、電気事業法上問題となる行為を行っている事業者に対する指導を行った。
- 小売取引の監視等としての主な取組例として、小売電気事業者に対する指導及び小売市場重点モニタリングを行った。

1. 5. みなし小売電気事業者 7 社に対する調達改善に向けた取組のフォローアップ等

- みなし小売電気事業者 7 社の特定小売供給約款の変更認可に関して、2024 年度の調達効率化のための各事業者の取組をフォローアップした。

1. 6. みなし小売電気事業者に対する監査

- みなし小売電気事業者の業務及び経理について監査を行った。対象事業者 10 社のうち、事業者 1 社に所要の指導を行った。

43 1. 7. 経過措置が講じられている電気の小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事
44 後評価

- 45 ・ 経過措置が講じられている電気の小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評
46 価を実施した結果、対象事業者3社について、変更認可申請を命じることが必要
47 となる事業者はいなかった旨、経済産業大臣に意見回答を行った。

48
49 1. 8. 電力市場の監視

- 50 ・ 2024年度に業務改善勧告を実施した株式会社 JERA に対し、同社による再発防止
51 策の実施状況等についてフォローアップを行った。その他、スポット市場の監視
52 を通して複数件の誤入札等を確認したため、特に問題が大きいと考えられる事業
53 者に対して文書による業務改善指導を実施するとともに、入札参加者への注意喚
54 起を行った。
- 55 ・ 2026年及び2027年度に受渡しが行われるベースロード市場 2025年度オークシ
56 ョンの監視の結果、一部の大規模発電事業者において、供出上限価格の算定を誤
57 っていたことを確認したため、当該事業者に対して指導を行った。また、石炭燃
58 料費のリスクプレミアムが比較的高い大規模発電事業者に対しては、その算定方
59 法の再考を促した。また、2024年度に受渡しが行われた 2023年度オークション
60 における実績と想定との乖離に係る合理性を確認した結果、一部の大規模発電事
61 業者の燃料費の想定と実績の間に大きな乖離が見られたが、2024年度以降のオ
62 ークションにおいて、この点は既に改善されていることを確認している。
- 63 ・ 容量市場については、2025年度メインオークション（対象実需給年度：2029年
64 度）の監視の結果、事前監視において、売り惜しみ及び価格つり上げに関する指
65 摘を行い、事後監視において、価格つり上げに関して問題となる事例を確認した。
66 また、2025年度追加オークション（対象実需給年度：2026年度）の監視の結果、
67 事後監視において、価格つり上げに関する指摘を行った。また、「容量市場におけ
68 る入札ガイドライン（以下「容量市場ガイドライン」という。）」の改定について、
69 経済産業大臣に対して建議を行った。
- 70 ・ 長期脱炭素電源オークション（応札年度：2024年度）については、落札候補とな
71 る応札案件の応札価格を監視し、応札価格に含めることが認められない項目につ
72 いて、事業者への通知を行った。通知内容を反映して再算定された応札価格は、
73 適切に算定されていることを確認した。

74
75 1. 9. 発電・小売間の不当な内部補助防止策

- 76 ・ 旧一般電気事業者各社及び株式会社 JERA に対して、内外無差別な卸売等にかか
77 る定期フォローアップを実施した。
- 78 ・ 内外無差別な卸売の対象電源の考え方や、エリア内供給制限を付与する場合の評
79 価の考え方等について、「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の
80 考え方」を改定した。

82 第2章. 送配電分野に関する取組

83 2. 1. 送配電事業の監視

- 84 • 一般送配電事業者及び特定関係事業者における情報漏えい事案に関し、集中改
85 善期間におけるモニタリングにより確認した各社の再発防止に向けた取組状況
86 を採点し、採点結果を公表した。また、新たに事案が判明した北海道電力ネッ
87 トワーク株式会社及び北海道電力に対して業務改善勧告を実施した。
- 88 • 一般送配電事業者におけるインバランス料金の誤精算事案が発生し、これについ
89 ての再発防止策を着実に実施するよう当該一般送配電事業者に対し指導を行っ
90 た。

91

92 2. 2. 一般送配電事業者等に対する監査

- 93 • 2024 年度に一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理について監査を行
94 い、2025 年6月開催の委員会において報告を行った。「約款の運用等」及び「体
95 制整備等」を重点的に確認し、対象事業者 13 社のうち、9 社に所要の指導を行
96 った。

97

98 2. 3. レベニューキャップ制度における一般送配電事業者の期中評価と東京電力パワ
99 ーグリッド株式会社における 2024 年度の廃炉等負担金の確認、レベニューキ
100 ャップ制度における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いに関する経済産業大
101 臣への建議

- 102 • レベニューキャップ制度における一般送配電事業者の 2024 年度の期中評価を実
103 施した。
- 104 • 東京電力 PG における 2024 年度の廃炉等負担金の確認について、託送供給等約款
105 の変更認可申請を命ずることが必要とは認められなかった旨を経済産業大臣に
106 意見回答した。
- 107 • レベニューキャップ制度における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いに関して、
108 料金制度専門会合で議論・検討を進め、経済産業省令等の改正について、経済産
109 業大臣に対して建議を行った。

110

111 2. 4. 調整力の調達・運用状況の監視及びより効率的な確保等に関する検討

- 112 • 一般送配電事業者が行った調整力等の公募調達等について監視を行い、制度設
113 計・監視専門会合等に報告した。
- 114 • 需給調整市場における調整力の調達等に関して、制度設計・監視専門会合等で議
115 論・検討を進め、「適正な電力取引についての指針」及び「需給調整市場ガイドラ
116 イン」の改正について、経済産業大臣に対して建議を行った。

117

118 2. 5. インバランス料金制度の運用状況の監視

- 119 • 制度設計・監視専門会合において、インバランス料金制度の改正に関して、制
120 度設計・監視専門会合で議論・検討を進め、中間とりまとめの改定を行い、イ
121 ンバランス料金制度を改正するための所要の規則等改正を行うよう経済産業大
122 臣に対して建議を行った
- 123 • 一般送配電事業者におけるインバランス料金単価の誤算定事案について、発生事

124 案に対する再発防止策の着実な実施と精算に当たっては真摯に対応するよう指
125 導を行った。また、一般送配電事業者全社及び送配電網協議会が出席する会合に
126 おいて、発生した誤算定事案と再発防止策の報告を受け、インバランス誤算定事
127 案の低減に向けた一般送配電事業者全体の取組状況について確認等を行った。

128 129 2. 6. 送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループの開催、発電側課金の運用

- 130 ・ 送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループを開催し、一般送配電事業者
131 の各部門や主要設備ごとの効率化の取組等について議論を行った。
- 132 ・ 発電側課金について、発電事業者から小売電気事業者への転嫁に係るアンケー
133 ト・ヒアリング調査を実施した。

134 135 第3章. ガスの小売・卸取引に関する取組

136 3. 1. ガス小売事業の登録申請に係る審査

- 137 ・ ガス小売事業の登録について審査した結果、2026年3月末時点での登録件数は
138 1,330件（簡易ガスを含む。）となった。

139 140 3. 2. ガス取引報の公表

- 141 ・ ガス事業者からガスの小売取引の監視に必要な情報を収集し、毎月結果の公表を
142 行った。

143 144 3. 3. 各種相談への対応

- 145 ・ 相談窓口（情報提供窓口）を設置し、消費者から小売供給契約を結ぶ際のトラブ
146 ル等の相談に対するアドバイスや、事業者の法令違反行為に関する情報の受付・
147 事業者に対する指導等を行った。

148 149 3. 4. 小売取引の監視等

- 150 ・ ガスの小売営業に関して、ガス事業法上問題となる行為を行っている事業者に対
151 する指導等を行った。

152 153 3. 5. 旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査

- 154 ・ 2024年度に旧一般ガスみなしガス小売事業者の業務及び経理について監査を行
155 い、2025年6月開催の委員会において報告を行った。対象事業者4社とも、事業
156 者に対する勧告等や所要の指導に至るような事業者はいなかった。

157 158 3. 6. 経過措置が講じられているガスの小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事 159 後評価等

- 160 ・ 経過措置が講じられているガスの小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評
161 価を実施した結果、対象事業者3社について、変更認可申請を命じることが必
162 要となる事業者はいなかった旨、経済産業大臣に意見回答を行った。
- 163 ・ ガスの特別な事後監視の結果、2025年度においては、文書指導に至るような事業
164 者はいなかった。

- 166 3. 7. ガス卸コミットメントのフォローアップ
167 ・ ガス大手3社へ対する、コミットメント遵守に関するフォローアップ結果を踏ま
168 え、事業者に適切な対応を求めた。

169

170 第4章. ガス導管分野に関する取組

- 171 4. 1. 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業の監視等
172 ・ 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の業務実施状況において、指導に至
173 るような事案はなかった。

174

175 4. 2. 一般ガス導管事業者等に対する監査等

- 176 ・ 2024年度に一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の業
177 務及び経理について監査を行い、2025年6月開催の委員会において報告を行っ
178 た。「託送供給収支」及び「体制整備等」を重点的に確認し、対象事業者237社の
179 うち、62事業者に所要の指導を行った。
180 ・ 2024年度の監査結果を踏まえ、一般ガス導管事業者における託送供給収支計算
181 等の誤りの改善を図ることを目的に、2025年9月に「ガス託送供給収支の計算に
182 係る勉強会」を開催し、一般ガス導管事業者の託送供給収支の実務担当者等、約
183 370名が参加した。

184

185 4. 3. ガス導管事業者の収支状況等の事後評価

- 186 ・ 2024年度のガス導管事業者の託送収支の事後評価を実施し、2社については、
187 2024年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準
188 額を超過していることを確認した。また、5社については、2024年度終了時点での
189 想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となるマイナス5%を超
190 過していることを確認した。

191

192 第5章. 熱供給事業に関する取組

- 193 ・ 熱供給事業の登録件数については、2026年3月末時点で73件（133地域）とな
194 っている。
195 ・ 経済産業大臣に対して、1事業者1区域について、指定旧供給区域熱供給規程の
196 変更認可の申請があり、委員会で審査の上、意見回答を行った。

197

198 第6章. 広報、紛争処理等

199 6. 1. 広報/消費者対応

- 200 ・ 委員会では、ホームページ等を通し、自由化の周知・広報を積極的に実施すると
201 ともに、消費者保護強化のため、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対
202 するアドバイスを公表するなどの取組を行った。

203

204 6. 2. 国際的な取組

- 205 ・ 国際エネルギー規制機関連合への加盟や国際会議への参加等を通じ、海外のエネ
206 ルギー規制機関と連携し、意見交換・情報収集を行った。

207

208 6. 3. 紛争処理

- 209 ・ あっせんの申請は2件であり、1件は不実行となり、1件はあっせんを実施中。

210 苦情の申出・仲裁の申請はなかった。

211

212 ○参考資料

213 1. 電力・ガス取引監視等委員会 運営理念

214 2. 電力・ガス取引監視等委員会における審議経過（2025年4月～2026年3月）

215 3. 電力・ガス取引監視等委員会の建議など（2025年4月～2026年3月）

216 4. 2024年度電気事業監査結果

217 5. 「適正な電力取引についての指針」改定の建議

218 6. 「容量市場における入札ガイドライン」の改定の建議について

219 7. 「予備電源制度ガイドライン」の改定の建議について

220 8. 廃炉等負担金の確認について

221 9. レベニューキャップ制度における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いに関する建
222 議について

223 10. 「適正な電力取引についての指針」及び「需給調整市場ガイドライン」改定の建議
224 について

225 11. 2024年度ガス事業監査結果

226

227 2. 公表方法

228 委員会 HP で公表

229

230 ○参考条文

231 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）

232 （公表）

233 第六十六条の十六 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。